

議員提出議案第 4 号

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 5 年 9 月 3 0 日提出

提出者	海老名市議会議員	市 川 敏 彦
賛成者	同	飯 田 英 榮
同	同	鈴 木 守
同	同	福 地 茂

提案理由

社会・経済情勢に鑑み、議員報酬の月額を減額したいため

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する議員報酬の月額の特例）

- 15 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に支給する議長等の議員報酬の月額（第5条に規定する期末手当の算出の基礎となる議員報酬の月額を含む。）については、第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる議員報酬の月額から、当該議員報酬の月額に100分の1.5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。